

令和7年4月定例会 教育長報告

◆ 4月の主な活動

- 1日 辞令交付式（静岡庁舎）〔教育長〕
令和7年度新規採用教職員辞令伝達式（清水庁舎）〔教育長〕
- 2日 静岡市校長会総会（教育センター）〔教育長〕
- 3日 交通安全グッズ贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
- 9日 令和7年度市町教育委員会教育長会（静岡県庁）〔教育長〕
はごろも教育研究奨励会設立40周年感謝の集い（ホテルアソシア）〔教育長〕
- 21日 当初校長会（教育センター）〔教育長〕
- 22日 清水区保護司会総会（はーとぴあ清水）〔教育長〕
- 23日 辞令交付式（静岡庁舎）〔教育長・委員〕
- 24日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 25日 静岡市教頭会全体研究会（教育センター）〔教育長〕

◆ 5月の主な予定

- 15日 市民文化祭開会式（静岡庁舎）〔教育長〕
- 17日 静岡県退職校長親和会総会（県体育会館）〔教育長〕
清水退職校長会総会（おしば会館）〔教育長〕
- 18日 静岡市PTA連絡協議会感謝状贈呈式（ふれあいホール）〔教育長〕
- 19日 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 29日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

報告第1号

教育長職務代理者の指名について

教育長職務代理者の指名について、次のとおり報告する。

令和7年4月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 教育長職務代理者に指名する者 永松 典子 委員
- 2 報告理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、
令和7年4月24日付けで教育長職務代理者を指名したので報告する。

議案第1号

専決の報告及びその承認について（市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について）

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第1項の規定により、市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について、次のとおり専決したから、同条第2項の規定により承認を求める。

令和7年4月24日提出

静岡市教育委員会
教育長 中村百見
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

専 決 処 分 書

静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第1項の規定により、市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について、次のとおり専決処分する。

令和7年3月26日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について

地方自治法（平成22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、静岡市長の権限に属する事務の一部を静岡市教育委員会の補助執行たる職員が補助執行することについて協議し、別紙のとおり協議書の締結を行う。

協 議 書

静岡市長と静岡市教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、静岡市長の権限に属する事務の一部を静岡市教育委員会の補助機関たる職員をして補助執行させることについて協議し、次のとおり合意した。

令和7年3月26日

静岡市長

難波 喬 司



静岡市教育委員会

教育長

赤堀 文 宣



1 補助執行させる職員

教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員

2 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員に補助執行させる事務

(1) 所管に係る議会の議案の提出に関すること（生涯学習推進課、スポーツ振興課及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。

(2) 所管に係る公有財産の取得及び処分並びに物品の処分に関すること（生涯学習推進課、スポーツ振興課及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。

(3) 所管に係る事項に関する契約（生涯学習推進課、スポーツ振興課及びこども若者応援課に係る事務を除く。）をすること。

(4) 所管に係る事項に関する予算の執行に関すること（生涯学習推進課、スポーツ振興課及びこども若者応援課に係る事務を除く。）。

(5) 私立学校に関すること（幼児教育・保育支援課の所管に係る事務を除く。）。

(6) 井川こども園、梅ヶ島こども園、大川こども園、清沢こども園、小島こども園、小河内こども園、高部こども園、和田島こども園及び由比こども園の給食の調理等に関すること（こども園運営課の所管に係るものを除く。）。

(7) 市立こども園職員の研修に関すること（幼児教育・保育支援課の所管に係るものを除く。）。

3 2に掲げるもののほか、静岡市立井川学校給食センターの職員に補助執行させる事務

(1) 静岡市井川高齢者生活福祉センターにおいて実施するデイサービス事業に係る給食の調理に関すること。

4 事務処理の方法

教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員は、次に掲げる区分に従い、当該事項を専決処理することができる。

- (1) 局長 次に掲げる事項及び静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号。以下「専決規則」という。）別表第1共通専決事項中局長等共通の専決事項及び別表第2局筆頭課に関する個別専決事項中局長の専決事項
- ア 国・県支出金の申請に関すること。
 - イ 1件見積価格100万円未満の物品の売払いの決定及び契約をすること。
- (2) 局次長 専決規則別表第1共通専決事項中局次長等共通の専決事項及び別表第2局筆頭課に関する個別専決事項中局次長の専決事項
- (3) 教育総務課長 次に掲げる事項並びに専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項及び別表第2局筆頭課に関する個別専決事項中局筆頭課長の専決事項
- ア 統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第4に掲げる調査票の配布、収集、審査及び作成に関すること。
- (4) 教職員課長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (5) 教育資産管理課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- ア 1件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。
- (6) 学校教育課長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (7) 児童生徒支援課長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (8) 学校給食課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- ア 所管に係る給食用の賄材料の買入れの契約をすること。
- (9) 教育センター所長 専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- (10) 中央図書館長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- ア 所管に係る図書館資料の買入れの契約をすること。
 - イ 所管の各図書館に係る講座、教室等の主催事業における物品の買入れの契約をすること。
- (11) 高等学校校長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1共通専決事項中課長等共通の専決事項
- ア 予定価格1件50万円以下の物品の買入れの決定及び契約をすること。
- (12) 小学校・中学校校長 次に掲げる事項
- ア 予定価格1件30万円以下の物品の修理及び加工の決定並びに契約をすること。
 - イ 予定価格1件30万円以下の物品の買入れの決定及び契約をすること。
 - ウ 1件30万円以下の役務に係る決定及び契約をすること。
 - エ 1件50万円以下の修繕に係る決定及び契約をすること。
 - オ 旅費の支出に関すること。
 - カ 負担金（研修等に係るものに限る。）の支出に関すること。

5 その他

高等学校校長は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、その専決に属する上記
3 (11) の事項の一部を事務長に専決させることができる。

6 施行期日

令和7年4月1日

7 協議書の効力

この協議書の締結の日前に、両者が締結した地方自治法第180条の2の規定に基づく協
議により締結した協議書は、この協議書の施行の日に効力を失う。

8 定めのない事項等の処理

この協議書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両者協議の上、処理
するものとする。

市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

1 要旨

地方自治法第180条の2において、市長の権限に属する事務の一部を、教育委員会と協議して、教育委員会の職員に補助執行させることができると規定されている。

本市では、「市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則」を定め、所管に係る議会の議案の提出や公有財産の取得等、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会事務局や教育機関等の職員が補助執行している。

令和7年度に向けて、同規則を改正するにあたり、市長より補助執行の内容について協議の申し入れがあった。教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することについては、「静岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条の規定により教育委員会の会議において議決を受けるべき事項とされているが、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、規則第6条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について、教育長が専決したため、取り交わした協議内容について報告するとともにその承認をいただきたい。

2 根拠法令

□地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

3 協議書変更内容

(1)「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の制定に伴い、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の事務を市長が管理、執行することとなった。

- ①博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の設置、管理及び廃止に関すること。
- ②スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）
- ③文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）

権限の移譲により、文化財課、文化振興課は、教育委員会が所管する事務を補助執行することがないため協議書から削除する。

また、教育総務課長の事務から、「南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家に係る講座、教室等の主催事業における物品の買入れの契約をすること。」を削除する。

(2) 組織機構改正に伴い、次とおり修正する。

別紙 新旧対照表のとおり

- ・ 青少年育成課 → こども若者応援課
- ・ 幼保支援課 → 幼児教育・保育支援課
- ・ こども園課 → こども園運営課 ※協議書2(6)
- ・ こども園課 → 幼児教育・保育支援課 ※協議書2(7)
- ・ 教育施設課長 → 教育資産管理課長

協議書（市長→教育委員会）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>1 補助執行させる職員 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員に補助執行させる事務 (1) 所管に係る議会の議案の提出に関すること（生涯学習推進課、<u>文化財課、文化振興課、スポーツ振興課及び青少年育成課</u>に係る事務を除く。）。 (2) 所管に係る公有財産の取得及び処分並びに物品の処分に関すること（生涯学習推進課、<u>文化財課、文化振興課、スポーツ振興課及び青少年育成課</u>に係る事務を除く。）。 (3) 所管に係る事項に関する契約（生涯学習推進課、<u>文化財課、文化振興課、スポーツ振興課及び青少年育成課</u>に係る事務を除く。）をすること。 (4) 所管に係る事項に関する予算の執行に関すること（生涯学習推進課、<u>文化財課、文化振興課、スポーツ振興課及び青少年育成課</u>に係る事務を除く。）。 (5) 私立学校に関すること（<u>幼保支援課</u>の所管に係る事務を除く。）。 (6) 井川こども園、梅ヶ島こども園、大川こども園、清沢こども園、小島こども園、小河内こども園、高部こども園、和田島こども園及び由比こども園の給食の調理等に関すること（<u>こども園課</u>の所管に係るものを除く。）。 (7) 市立こども園職員の研修に関すること（<u>こども園課</u>の所管に係るものを除く。）。</p> <p>3 略</p> <p>4 事務処理の方法 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員は、次に掲げる区分に従い、当該事項を専決処理することができる。 (1)～(2) 略 (3) 教育総務課長 次に掲げる事項並びに専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項及び別表第2 局筆頭課に関する個別専決事項中局筆頭課長の専決事項 ア 統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第4 に掲げる調査票の配布、収集、審査及び作成に関すること。 <u>イ 南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家に係る講座、教室等の主催事業にお</u></p>	<p>1 補助執行させる職員 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員に補助執行させる事務 (1) 所管に係る議会の議案の提出に関すること（生涯学習推進課、<u>スポーツ振興課及びこども若者応援課</u>に係る事務を除く。）。 (2) 所管に係る公有財産の取得及び処分並びに物品の処分に関すること（生涯学習推進課、<u>スポーツ振興課及びこども若者応援課</u>に係る事務を除く。）。 (3) 所管に係る事項に関する契約（生涯学習推進課、<u>スポーツ振興課及びこども若者応援課</u>に係る事務を除く。）をすること。 (4) 所管に係る事項に関する予算の執行に関すること（生涯学習推進課、<u>スポーツ振興課及びこども若者応援課</u>に係る事務を除く。）。 (5) 私立学校に関すること（<u>幼児教育・保育支援課</u>の所管に係る事務を除く。）。 (6) 井川こども園、梅ヶ島こども園、大川こども園、清沢こども園、小島こども園、小河内こども園、高部こども園、和田島こども園及び由比こども園の給食の調理等に関すること（<u>こども園運営課</u>の所管に係るものを除く。）。 (7) 市立こども園職員の研修に関すること（<u>幼児教育・保育支援課</u>の所管に係るものを除く。）。</p> <p>3 略</p> <p>4 事務処理の方法 教育委員会の事務局の職員及び教育機関の職員は、次に掲げる区分に従い、当該事項を専決処理することができる。 (1)～(2) 略 (3) 教育総務課長 次に掲げる事項並びに専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項及び別表第2 局筆頭課に関する個別専決事項中局筆頭課長の専決事項 ア 統計法施行令（平成20年政令第334号）別表第4 に掲げる調査票の配布、収集、審査及び作成に関すること。 <u>イ</u></p>

る物品の買入れの契約をすること。

(4) 教職員課長 専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項

(5) 教育施設課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項

ア 1件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。

(6)～(12) 略

5 その他

高等学校校長は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、その専決に属する上記3 (11)の事項の一部を事務長に専決させることができる。

6 施行期日

平成31年4月1日

7 略

8 略

(4) 教職員課長 専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項

(5) 教育資産管理課長 次に掲げる事項及び専決規則別表第1 共通専決事項中課長等共通の専決事項

ア 1件50万円未満の所管に係る物品の売払いに関すること。

(6)～(12) 略

5 その他

高等学校校長は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、その専決に属する上記3 (11)の事項の一部を事務長に専決させることができる。

6 施行期日

令和7年4月1日

7 略

8 略

報告第2号

委員の解任及び任命について（静岡市社会教育委員）

静岡市社会教育委員の解任及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和7年4月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 報告理由 静岡市社会教育委員について、次のとおり解任及び任命した。
- 2 根拠法令 (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項及び第2項
(2) 静岡市社会教育委員条例（平成15年静岡市条例第270号）第3条
- 3 解任する者

選出区分	氏名 ふりがな	職業・役職	在職年数	任命回数
学校教育関係者	まつした かおり 松下 香緒利	清水駒越小学校 校長	1年未満	1

- 4 解任日 令和7年3月31日

- 5 任命する者

選出区分	氏名 ふりがな	職業・役職	在職年数	任命回数
学校教育関係者	はっとり のりこ 服部 紀子	美和小学校 校長	0	新

- 6 任命日 令和7年4月1日
- 7 任命期間 令和7年4月1日から令和8年5月31日まで

(参考)

	静岡市社会教育委員（新）			静岡市社会教育委員（旧）		
選出区分	ふりがな 氏名	職業・役職	委嘱・ 任命 回数	ふりがな 氏名	職業・役職	委嘱・ 任命 回数
学校教育 関係者	はせがわ まこと 長谷川 睦	安倍川中学校 校長	1	はせがわ まこと 長谷川 睦	美和中学校 校長	1
学校教育 関係者	はっとり のりこ 服部 紀子	美和小学校 校長	新	まつした かおり 松下 香緒利	清水駒越小学校 校長	1
社会教育 関係者	たけかわ みえ 竹川 美江	統括的な地域学校 協働活動推進員	2	たけかわ みえ 竹川 美江	統括的な地域学校 協働活動推進員	2
社会教育 関係者	やまもと ゆか 山本 由加	静岡市市民活動促 進協議会委員	2	やまもと ゆか 山本 由加	静岡市市民活動促 進協議会委員	2
社会教育 関係者	なかやま はるみ 中山 治己	静岡市自治会連合 会 常任理事	1	なかやま はるみ 中山 治己	静岡市自治会連合 会 常任理事	1
家庭教育 関係者	よねもち えみ 米持 恵美	静岡市 PTA 連絡協 議会 副会長	2	よねもち えみ 米持 恵美	静岡市 PTA 連絡協 議会 副会長	2
学識 経験者	つのがえ ひろき 角替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	4	つのがえ ひろき 角替 弘規	静岡県立大学 食品栄養科学部 教授	4
学識 経験者	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	3	すずき まもる 鈴木 守	常葉大学 教育学部 教授	3
学識 経験者	しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	2	しまだ けいご 島田 桂吾	静岡大学 教育学部 准教授	2

(令和7年4月1日現在 9名)

○社会教育法

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

○静岡市社会教育委員条例

(設置)

第1条 静岡市は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから静岡市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第4条 静岡市教育委員会が特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

報告第3号

委員の解任及び任命について（静岡市図書館協議会委員）

静岡市図書館協議会委員の解任及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和7年4月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局中央図書館)

記

1 報告理由 静岡市図書館協議会委員について、次のとおり解任及び任命した。

2 根拠法令 (1) 図書館法第14条、第15条及び第16条

(2) 静岡市図書館条例第12条

3 解任する者

選出区分	氏名 ふり がな 氏 名	職業・役職	在職 年数	任命 回数
学校教育関係者	清 俊之 せい としゆき	静岡市立清水第六中学校 校長	2	2

4 解任日 令和7年3月31日

5 任命する者

選出区分	氏名 ふり がな 氏 名	職業・役職	在職 年数	任命 回数
学校教育関係者	宮城島 昌史 みやぎしま まさし	静岡市立西奈南小学校 校長	0	新

6 任命日 令和7年4月1日

7 任命期間 令和7年4月1日から令和7年8月31日まで

(参考)

静岡市図書館協議会委員(新)

選出区分	氏名 ふりがな	職業・役職	在職年数	委嘱・任命回数
学校教育関係者	宮城島 昌史 みやぎしま まさし	西奈南小学校長	0	新
社会教育関係者	加藤 道子 かとう みちこ	静岡子どもの本を読む会 会員	5	3
社会教育関係者	清 尚子 せい なおこ	学校図書館を考える会・ 静岡 会員	5	3
社会教育関係者	千頭和 達男 ちずわ たつお	駿河古文書会 理事	1	1
社会教育関係者	森 規子 もり のりこ	音訳ボランティア ふれんど 会員	1	1
家庭教育関係者	伊澤 こずえ いざわ こずえ	静岡市私立保育園長会 理事	1	1
学識経験者	豊田 高広 とよだ たかひろ	元 御幸町図書館長 元 田原市中央図書館長	5	3
学識経験者	那珂 元 なか はじめ	常葉大学教育学部 生涯学習学科 准教授	5	3
市民委員	宗野 吉利 そうの よしとし	市民委員	1	1
市民委員	堀川 仁 ほりかわ ひとし	市民委員	1	1

委嘱日現在 → (令和 7年 4月 1日現在 10名)

在職年数が1年未満の場合は0年と記載。

(参考)

静岡市図書館協議会委員(旧)

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱・任命回数
学校教育関係者	清 俊之	清水第六中学校長	2	2
社会教育関係者	加藤 道子	静岡子どもの本を読む会 会員	5	3
社会教育関係者	清 尚子	学校図書館を考える会・ 静岡 会員	5	3
社会教育関係者	千頭和 達男	駿河古文書会 理事	1	1
社会教育関係者	森 規子	音訳ボランティア ふれんど 会員	1	1
家庭教育関係者	伊澤 こずえ	静岡市私立保育園長会 理事	1	1
学識経験者	豊田 高広	元 御幸町図書館長 元 田原市中央図書館長	5	3
学識経験者	那珂 元	常葉大学教育学部 生涯学習学科 准教授	5	3
市民委員	宗野 吉利	市民委員	1	1
市民委員	堀川 仁	市民委員	1	1

委嘱日現在 → (令和 7年 3月31日現在10名)

在職年数が1年未満の場合は0年と記載。

根拠法令

○図書館法

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○静岡市図書館条例

(図書館協議会)

第12条 法第14条第1項の規定に基づき、静岡市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市民

4 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

○静岡市図書館条例施行規則

(図書館協議会)

第19条 静岡市図書館協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。